

第三十四回 参議院建設委員会會議録第二十七号

(三四五)

昭和三十五年五月十日(火曜日)午前十一時二十分開会

出席者は左の通り。

委員長 岩沢 忠恭君
理事 稲浦 鹿藏君
松野 孝一君
武藤 常介君
田中 一君

委員

小沢久太郎君
小山邦太郎君
田中 清一君
米田 正文君
武内 五郎君
永岡 光治君
安田 敏雄君
田上 松衛君
小平 芳平君
村上 義一君

政府委員

建設大臣官房長 鬼丸 勝之君
建設大臣官房参事官 高田 賢造君

事務局側

常任委員 武井 篤君
会専門員

説明員

農林省農地局建設部長 清野 保君
日本国有鉄道総務局長 山田 明吉君
日本国有鉄道施設局長 柴田 元良君

参考人

東日本建設業保証株式会社社長 三島 誠也君

本會建設株式會社社長 木曾 芳郎君
東京財務局長 太田 和男君

本日の會議に付した案件
○参考人の出席要求に関する件
○公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(岩沢忠恭君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず本法律案の審査のため、参考人の出席要求についてお諮りいたします。

本法律案の運用につきましては、検討すべき多くの重要問題がございますので、この際、保証会社側から東日本建設業保証株式會社社長三島誠也君、建設業界側から本會建設株式會社社長長本會芳郎君、保証を受けていない発注機関側から東京財務局長太田和男君の三君を、本日参考人として招致の上、意見を聴取することにいたしたいと存じますが、さよう決定することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(岩沢忠恭君) 御異議ないと認めます。

○委員長(岩沢忠恭君) なお保証を受けていない発注機関側からは、ただいまの参考人のほか、説明員として、日本国有鉄道総務局長山田明吉君、農林省農地局建設部長清野保君が出席しておりますのでお知らせいたします。

参考人各位におかれましては、御多忙中御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、これより本案について質疑を行ないたいと存じますが、その前に、本法律の一部改正案について参考人各位から、順次御意見を伺ひたいと存じます。

○政府委員(高田賢造君) ただいまお配り申しました資料について、概略御説明申し上げます。

一枚目は、「前払金保証事業會社の保証を受けていない発注機関について」という表題でございます。1は、「国又は政府関係機関」につきましては、農地事務局、それから農地事務局のほか愛知用水公団——建築を除いております。次に、日本国有鉄道。それから2は、「地方公共団体」でございますが、そのうち(イ)の都道府県の部分につきましては、東京都と徳島県が、これを保証を受けていない都県でございます。(ロ)の市町村関係につきましては、全市町村のうち、利用しないものは、東日本保証事業會社の関係では八五%、西日本の保証事業會社関係では八二%となっております。

なお備考にお示ししております通り、農地事務局、日本国有鉄道は保証事業會社の保証によらず、前払いをい

たしております。また東京都と徳島県は、前払いをしておりませんが現状でございます。

二枚目につきまして申し上げます。「東京都・国鉄・農林省(農地事務局)における前払金の状況」でございますが、まずAの、東京都につきましては、その前払金を行なっておりません。理由といたしましては出来高払いを迅速に行なっておくということが、その理由であるというふうに承知いたしております。なお、工事完成保証人は特別な場合以外は要求いたしておりません。

次に、国鉄につきまして申し上げます。国鉄におきましては、1、特約によつて、前払金をいたしております。前払金は契約金額の五〇%以内でございます。これにつきましては、その前払金及び概算払取扱規程によつて処理いたしております。次に、前払金の特約をする場合は、前払金相当額の担保を提供しております。これは国鉄でございます。ただし建設工事の請負工事の場合は二人以上の他の建設業者が連帯して工事に関する一切の債務の履行を保証するときは、担保は不要である。こういう取扱いはいたされております。担保としては、鉄道債券、国債、金融債、電信電話公債等。なお、銀行の連帯保証、履行保証保険等を担保として取扱いはしております。

次に、農林省につきましては、前払金を支払っております。請負代価の三割以内。また前払金の保証につきま

しては、工事に關して一切の債務の履行を保証する保証人を立てさせておられる現状でございます。

次に、ページをかえまして、「保証事業會社常勤取締役報酬月額」の表をお示し申し上げます。これは、数字にお示ししてあります通りでございます。それから、ごらん下さいましたれば、特に御説明申し上げなくてもおわかりいただけると思ひます。

次に、「収支計算書」——保証事業會社三社の収支計算を、昭和二十七年から三十三年までの七年間の合計を、ここで示しております。収入の部、支出の部に分けまして、収入につきましては収入保証料、それから責任準備金戻入、営業外収益を掲げております。その他の部分につきましては、物品を売却したことによる収入がおもなものであります。

支出の方は、保証弁済金、保証金とか、金を保証會社が支払ったものの全部をトータルをいたしております。それから次の責任準備金繰入、支出の方として準備金の方に繰り入れたものを支出として、ここに計上いたしてあるわけでありまして、それから一般管理費、これは事務費等、一切の諸経費を全部示してございます。そういう仕分けをいたしまして、各社それぞれ別にその収入と支出の差引をいたしてみますと、その差引欄をごらんになりますとおわかりでございますが、東日本におきましては、五億三千三百二十三万九千円。西日本におきましては三億五

千四百十六万二千円。北海道は一億六千四百四十万。こういう数字になるわけでございますが、それから税金を引きますと、そのあまり、その次の欄の「利益の部」というのがございまして、これが実質的な利益金になるわけでございます。東日本は、二億八千五百四十七万九千円。西日本は二億九千九百六十二万二千円。北海道は五千九百四十万。これらの利益金の処理状況は、その次の欄に示してありますように、積立金としてこれを積み立てております。それから配当金等——株主に対する配当金がおもなものでございまして、それから重役賞与等も、この中に入っております。大部分は配当金、配当金等とございまして、重役賞与等が入っております。

配当率は、そこにも示してございす通り、各年度によって違ひます。八分ないし一割二分といたしておりますが、これは東日本、西日本は八分ないし一割、北海道は五分ないし一割、こういう率でございす。

それで今回の改正法によりまして、かりにも、当初からこの制度を施行いたしておりますとすれば、どうであるかという点の推定数字を出しまして、計算をはじいてみたのでございす。これ以下は、予想の数字でございす。これは「準事故（履行請求）」による支払金の推定、これは各社とも昭和二十七年以来の保証人が履行した結果、保証会社が保証金を払わぬで済んだ部分の計算をいたしてみたわけでございます。これはいづれも統計数字でございすし、その統計数字によりまして、推定をいたしてみたわけでございます。東日本が、この推定をいた

してみますと、一億五千五百二十七万、西日本が四千六十四万七千、北海道が三千三百四十六万六千、これだけの、いわば支出増に相なるはずでございす。まあ、これに、こういう支払があるとして参りますと、他方税金の計算が多少変わつて参ります。一方において、これだけの推定による支出の増がある反面、税金の額が、おそろくこうなるであらうという予想の数字を出してみたいわけでございます。これも参考までに——これは、いづれも予想でございす。測をいたしてみたいわけでございます。差引支出増——東日本におきましては八千三百九十七万、それから西日本におきましては二千三百四十七万、北海道は千八百七十六万六千、かような数字が出て参るわけでございます。

この「準事故による支払金の推定」以下の欄は、ちやうど先ほど御説明申し上げました差引の欄、これはまん中辺にございす。それ以下の点を、かりにも今回の改正法のシステムをとった場合には、過去においても、こうなるであらうという予想の数字を書いたものでございす。単なる予想でございす。御参考までに呈示したわけでございます。

次のページに、「被保証者別年度別前払金保証件数及び保証高」の表を御示してございす。これは、公同、公社、公団、地方公共団体、その他の欄を設けて、それぞれ別に、また保証会社別に、いづれも各年度ごとに、どういふ契約の件数があり、保証高が幾らであったかということをお示ししたものでございす。三者の合計欄を一番下に示してございすから、

全体の推計といたしましては、この計の欄をのぞいたいたしまして、これは各年度別でございす。これは、最近の年度を例にとつて見ると、一番下の欄でございす。昭和三十四年度、国の場合には六千七百三十八件、公社の場合には三百四十四件、公団が千四百二件、地方公共団体が一万五千九百九十四件、その他が三百五十八件、「その他」は、組合あるいは電燈等の事業体を含んでおります。

次のページをのぞいていただきますと、「保証契約者保証金額規模別保証件数（昭和三十四年度）」、それからその下の欄に、「保証契約者保証金額規模別保証金額」、二つの数字をお示しいたしてございす。まず上の欄についてごらん願ひます。上の欄の一番の列は保証金額の規模別計数を出してございす。それからその横の縦の欄でございす。保証契約者区分、これはつまりこの場合でございす。個人、法人、客観的にございす。個人の場合と法人の場合とに分けて、法人につきましては、資本金の額を二百万円、五百万円、一千万円、二千万円というふうに分けてございす。大体一千万円未満と二千万円未満との欄に、二つに区別してございす。大体上の一千万円以上の欄が、中小以下の団体法人になるわけでございます。その保証金額規模、つまり個々の保証契約の内容において、保証金が幾らであるか、小さなところから始めて百万円未満のものから最高二百万円以上というふうに区別して保証契約の内容を数字的に分析をしたものでございす。

これでごらんになりますと——上の欄は、件数を示したわけでありす。下の欄は金額でございす。件数だけについて見ますと、「割合」の一番右の欄をのぞいて見たいのでありす。個人が、件数におきまして二二・二%、その次の資本金二百万円未満の業者の場合が二一・六%、それから五百万円未満の業者が二二・八%、一千万円未満の業者が二二・六%、大体客観的にごらんを願ひます。今申し上げました割合の欄の一、二、三、四つ、二二・二%から二〇%までの四つを合計いたしますと、八六・六%になります。この保証件数でございす。件数から保証契約の件数が八六・六%、こういうことに相なるわけでありす。二千万円未満の分が七・一%、五千万円未満の業者の場合が五・二%、五千万円以上のものが一・一%、件数からいいますと、この二千万円未満のものを果計いたしますと一三・四%になるわけでありす。大体、客観的にごらんになりますと、中小業者の利用件数としては非常に多いということが、件数の分析でわかつたかと存じます。

次に、下の欄の保証金額でございす。これも同じような表のとおり方をいたしまして、金額としてごらんを願ひます。統計数字の分け方は、同じでございす。内容が、件数でなく保証金額でございす。これをのぞいて見ますと、一番右の欄の「割合」の数字を一つごらんをいたしたいのでございす。件数の場合と同じ様に、一千万円以下をとりましますと、これは、大体中小、同じような分け方をいたしますと、これが約四三・三%、それからその下の二千万円未満のもの

が以下、九・九%、九・八%並びに三七%、これを果計いたしますと五六・七%、この金額で申しますと、一番下の右の欄をのぞいて見ればわかるのでありす。中小業者の方のトータルは、保証金額としては四三・三%になるわけでございます。なお、その大業者と申しますか、大業者の場合でございす。五、六・七%、こういうような数字に相なるわけでございます。結論的に申しますと、保証の件数としては、圧倒的に中小業者がこの保証制度を利用いたしておると、こういうことに相なりますが、保証金額といたしますと、まあ大業者の方が相当——大業者の分け方をどこにとるか、多少問題がございすけれども、相当利用しておることに相なるようでございます。

以上、保証の内容を分析しまして、利用状況をのぞいて見たいわけでございます。それから次に、「被保証者別年度別保証金の弁済件数及び弁済高」、事故が起つて、いわずに不履行が発行したしまして、その結果、発注者が現行法の規定によりまして解除する。その結果、保証会社は金を発注者に支払うことになる。その状況を示したものが、この数字でございす。会社別に分けてございす。これは、全体トータルをして、そして一番下の欄の計をのぞいて見ますと、おおよその趨勢がわかるわけでございます。試みに一番下の欄の三十四年度の状況についてごらんを願ひますと、国の工事については保証の場合に、保証金を払つたものは、三十四年度におきましては四件、弁済高は、これは千円単位でこ

ざいですが四百八十一万四千、公社はございせん、公団が五件、千三百四十万、地方公共団体が十一件、一千六百二十万二千、その他が一件、合計二十一件でございまして、三千二百八十九万円の保証金を支払ったわけでござい

ます。以上、提出いたしました資料について御説明をいたしました。

○委員長(岩沢忠義君) それでは、御質問のある方は、御発言を願います。――それでは、参考人から、順次御意見を拝聴いたしたいと思います。

○参考人(三島誠也君) 何か御質問がございましてお答えいたします。特別に御説明申し上げることはございせん。

○委員長(岩沢忠義君) 今までの経緯によつて、一応御意見を拝聴したいと思ひますが、それでいなければ、質問によつて一つ……

○参考人(三島誠也君) 保証会社がございまして、ただいま満八年目になりまして、七年半ちよつとこしたところ

でございまして、三十四年度におきましては、収入もだいぶ多くなりまして、決算面を見ましても、先ほど建設省から御説明がありました通りで、従来よりも、よほど多くなつて参りました。実際の利益が、昨年度は二億一千九百万であります。毎年の利益を積み立てまして、それを、実際弁済する場合のいわば準備金にしておりますが、その金額も最高になつております。ただいまのような状況が続いて参りますならば、私どもの方で、よほど成績が

順調に進んで参るのではないかと思つております。従いまして、今、私どもといたしましては、業界からいわば借金をしてあります。保証金を徴収する場合に、保証料の半額に当たるものを保証基金として徴収しておりますが、業界で一番希望しておりますのは、保証基金をさしあたりやめてもらいたい、やめる前には、なるべく早く返してもらいたい、こういう希望でございまして、昨年から建設省の承認を受けて、保証基金を契約いたしましたから満三年間いたしますと全部返すということにいたしました。

その金額も、だんだん多くなつて参りまして、三十一年度には八百五十六万ばかり返しました。これが三十二年

度には五千九百万、この三十四年度から、先ほど申し上げましたように、年に四回返します、満三年を経過したものを返すという方針を改めまして、二億二千五百万円を返すことが出来るようになりました。われわれといたしましては、なるべく早く保証基金を返してしまひまして、そのあとで、もし成績がよかつたならば、保証料をなるべく低くするようにしたい、

一方には、大へんこれは公共工事の発達のためにやるものでありますから、そういう公益方面のことを考えて、一般の業者の利益をはかつていく、同時に、公共工事の円満な遂行を助けるように努めていかなければならぬと考へております。もう三、四年いたしましたならば、おそらく保証基金も徴収せずには済むようになるのではなからうかと思ひます。配当は、建設省のこの表にありますように、最初八分でござ

いまして、三十九年は一割二割に配当してございす。この配当は、あまり増加しない方が、かような会社としては適切ではないかと考へまして、一応一割二分を据え置きまして、今後の推移を見たいと思つております。

大ざつぱでありますけれども、もし何か御質問がありましたら、お答え申し上げます。――それでは、お答え申し上げます。

○田中一君 三島さん、今回の法律の改正というものが、会社としてはどうであるかというこの御意見を伺つておきたいのです。今回の法律の改正をお読みになりましたか。

――お読みになりました。――あなたが改訂されたのだから、それが改訂されれば、こういう不便があるとか、こういう利益があるとか、一は会社の利益じゃない、国、被保証者、保証者ともに、いかに悪いかというふうな、一つの結論をお聞きたい。

○参考人(三島誠也君) 御承知のように、ただいま保証会社で保証をいたしますと、前払い金が出ておりますが、もし諸君が仕事を投げ出しまして、実際の仕事を果たし得ない場合には、発注官庁としては契約を解除されております。そのような場合には、われわれといたしましては、保証金の支払いをいたします。しかし、発注官庁は、同時に他の契約によりまして、完成保証人というのを持っておられるという、その方面に仕事をやらせられるということがありまして、さうな場合には、保証会社といたしましては、保証金の支払を免れるわけでありまして、それは完

成保証人の方で、いわばかぶつてしまふような格好であります。私どもとしては、どうも一方には相済まぬような感じがいたします。従いまして、業界方面でも、完成保証人の前払金に關する義務を多少軽減してやらなければ無理ではないかという議論がございまして、われわれもいたしまして、これはどうも保証会社の利益ばかり考へるべきではなからう、ある程度まで、それに協力していくのは仕方があるまいという形になりました。それで保証会社の方でもうけた、いわば保証金の支払いを免れました金額は、その限度におきましては、どうしても完成保証人が実行いたしました場合に、それにいわば返す意味で支払いをするという法律の改正の趣旨には、一方から申しますと業界のためになります。一方から見ますと、発注官庁で仕事を完全に遂行されます、従いまして、保証会社でございした理由であり、保証制度も、それによりまして円満に発達していくのではなからうかと、改訂するの趣旨に協力して、改訂がうまく参るよう努めた、い、こう考へるわけでございす。

○委員長(岩沢忠義君) ほかに三島さんに対する質疑はありますか。

○田中一君 三島さんに伺ひますが、なぜ保証会社でございしたか。ちやうど昭和二十七年ですか、どうか。

――さういふ社会経済状態といふものがあるときに、どういふ条件で、こういうものが生まれなればならぬか、たかといふ点について考へ方と、現在こうして相當な配当をしていふという現状からみて、おのずから保証会社といふものはどうある

べきかといふことが、社長であるあなたの頭には浮かんできていふと思ひます。何がために、この保証会社がなくちゃならないかといふことです。

○参考人(三島誠也君) 保証会社がございするの当時、政府に陳情いたした一人であります。業界において、金融機関を特別に設けてもらいたい、そうして建設業が金融難によつて困るというやうなことが起こらないようにしてもらいたいというのが一つでありました。

もう一つは、政府において、まず大

体、ことに農林省の關係であるとか、地方庁の關係等では、前渡金を出しておられました。従いまして、一つ前渡金を、もつと出してもらいたい、そうすることによつて、金融の道をにつけてもらいたい、こういう二つの陳情をいたしておたのであります。その双方をいけば、一にしまして、前渡金を出して、そうすることによつて、業者の金融の道をつけてやう。同時に、前渡金を出すと、大事な税金を、もつてまかなつておる政府の資金が、危険になるおそれがあるから、その点について、何か保証をしてやらなければいけません。こういうわけで、保証会社といふものを作られました。保証会社がそれを保証をして、いざという場合に、政府の金に御迷惑をかけないやうにしよう、こういう形になつてきたのであります。その根本の趣旨は、業者に対する金融の道をにつけてやる。ひいては建設業が円満な遂行ができるやうに、完全な施工ができるやうにしたいという目標であつたかに存じておりますが、従いまして、私ども

も、やはり先ほど申し上げましたように、その趣旨に合うように、できるだけ努めていきたいと考えておるのであります。

○田中一君 御承知のように、会計法では、前払金は原則として、

機均等の公入札制によって国の仕事を与える。そうして日本人の個人であるならば入札権がある。ただし、その場合には、その工事に見合う保証金を出さなければならぬ。それによつて、初めてその人間の力といえますか、信用といえますか、完成能力といふものが判定されるというような制度が原則になつておるわけです。前渡金なんというものは、これはまあ従来の觀念から申しますと、古い会計法の精神から見ますと、前渡金をもちろ

うことは、請負人の恥辱なんです。

そういたしますと、建設請負業以外の業種といふものは、どうしておるかといふことと比べると、相当大きな特典を持つておるような形の建設業者なわけなんです。むろん会計法上の趣旨といふものは、相当変貌されております。ことに終戦後の終戦事務処理に關するいろいろな混乱時代から生まれたところの奇形な保証会社といふことも、国民の感情からいへば言えるわけですが、そんなものは必要ない。営利事業であるところの建設請負業といふものは、自分の力、自分の資金、自分の運用によつて、当然委託される仕事、入札された、契約したところの仕事といふものをするべきじゃないかといふことも、純粋な国民感情から言えるわけですが、

では、ほかの業種でもって、請負的な仕事をしてゐる者に対する前渡金と

いうものはどうかと申しますと、特例で、ある種のものは認められているわけですが、予算決算及び会計令臨時特例でもって、これこれのものに対しては前渡金を払つていいという認め方をしているわけです。

そこで私は、相互扶助的な精神があるから、この前払保証会社といふものの存在といふものは、一応前進した姿のものであるという見方をしているんですが、あなたの先ほどの御意見にあったように、会社の成績がうんとよかつたとか、保証に対する保証力が増大したといふことに尽きるものであつて、配当なんかあまりしてはいかぬです。配当なんかは、むろんこれは営利企業の形になつておりますが、この事業報告書の中でもって、そこまでのことは、やかましく言つていいいではないけれども、しかし、あまり大きな配当なんかはする必要はないじゃないかといふことです。それから他の業種といふものは、全部建設請負業と同じような恩恵に浴しているかどうかといふ問題を見ますと、相当保証会社自身が考えなければならぬ点がたくさんあるんじゃないかと思ふんです。ことにあなたの月給が十五万だつて、これは少ないと思ふのです。大体、公務員の給料は少ないのです。むろん国会議員の給料だつて少ないですよ。そんなものは、ふところに入るからぬかかわからぬような金しかもらつておりません。あなたが、ほんとうにこの仕事に対して一生をふち込んでやろうと思ふならば、もつと安心して得るような給料をとつてもいいと思ふ。私は、個人をとる給料に対して云々するのではない。この配当金といふものが、あまりふてはな

らぬといふことです。そういう点。しかし、これも現在、国鉄とか、あるいは農林省の農地局等がやつてゐるところの――まあ農地局の場合には、予決令の臨時特例――臨時でもって前払いを出す。この仕事に關しては出してよろしいといふことになつておりますから、出してあります。国鉄は、自分の方の一つの内規によつて前払金を払つておる。東京都は、出来高払いに對して、これはあとで聞きますけれども、どういふ方法でもって前渡金的な性格のものを払つておるかどうかわかりませんが、国が、もし前渡金をそのまま全部出すといふことになりましたら、この会社は、要らなくなつてしまふ。しかし、要らなくなつてしまふが一つあるといふことは何かと申しますと、今のこれを利用する諸君が、少なくとも手数料的な金利を払つて、基金は別にしても、そうしてそれが積み重なつたものが、だれかの間違いに對する、発注者に対する損害を補つてゐるのであるといふところによさがあるのですね。けれども、一面、この完成保証人といふものが、同じような力を持つてゐるならば、またこれは要らなくなつてくる。こういう制度は要らなくなつてくることになるのです。だから、存在を軽くあしらへるような運用の仕方はあつちやならぬと思ふのです。それから基金なども、この基金は、これは幾らあつたつていいと思ふのです。しかし、営業成績がよくなくなつて、剰余金、いわゆる利益金がうんとふえてくれば、これは基金も實際に要らぬ。従つて、今後の三保証会社の運用といふものは、ただ単に私企業と同じよ

うな金融機関であるとか、金融保証の機関であるといふものじゃなくして、もつと高度のよさといふものを目的にしなければならぬじゃないかと思ふのです。

そこで、一体今のような成績で進んでいていいのか、あるいは今の状態でもって満足してゐるのか、それから、業者が株主であろうとも、少なくとも会社の執行権といふものは、あなた方が持つてゐるわけですから、よりよいものを、政府に一々おんぶしないという方法を、法律でまかされてゐる範圍のことは、やはり御自分でなさつたらどうかといふ気がするわけですね。この点について、将来に對する考え方は、どういふふうにお持ちですか。

○参考人(三島誠也君) いろいろ広範な御質問でありまして、ちよつとつかみかねるところもございまして、申し上げることが要領を得ない点がありまして、もう一ぺん、一つずつお尋ね下されば、お答え申し上げます。お話の通り、もとは、公入札は公入札で、公共費用を支出する場合には、いつも保証金をとつていました。しかし、終戦後、大へん金融が逼迫いたしました。業者が保証金を納める力がなくなつてしまつた。これは、よく御承知の通りであります。

金融機関、銀行のようなのを作つていただきたいとか、あるいは前払金を出していただくといふと、金融の道が開けるから、そういうようなことをやつていただきたいといふことを申し上げたわけでありまして、そういう理由によりまして、政府で保証会社をお作りになりました。従ひまして、われわれは、これをその会社の運営を担ういたしました。参ります以上は、最初から、そういう趣旨に合うように運営して参らなければならぬことは御意見の通りであります。どうしても、ほんとうに公共工事が円満に遂行されるようにやつていかなければならぬ。業者の利益もありませんけれども、一番の眼目は、公共工事がりつぱにでき上るといふことが目標でありますから、それに合致するように努めていきたいと考えておるのであります。

他の業界との金融の比較の問題は私よく存じません。しかし、建設業界では、今申し上げましたような金融逼迫の状況でございまして、それを親しいてやりました。おかげで、だいぶ金融情勢がよくなつて参りまして、私はその結果、これは数字的に非常にあげにくい問題でありますけれども、公共工事は、必ず元よりもよくなつておる。これは、非常に長い年数をたたないと、公共工事――實際やりました土木でも建築でも、その結果が、よかつたか悪かつたかといふなかなか証明がしにくいのでありますけれども、實際よくなつておるに違いないと確信いたしております。

なお運営につきまして、配当なんかあまりやつちやいかに、こういう仰せであります。これは、先ほど私も申

し上げました通りにもう普通の会社であるならば、どんな配当も増していけるかもしれないけれども、私どももいたしませんが、そんなに増すべきものじゃないという強い考えでもって、本来、建設大臣の御承認を要する問題でありますけれども、御承認を受けようとは思いませんことを御了承願いたいと思います。

それから完成保証人の問題でございますが、私自身は、これは率直に申しますと、完成保証人というものは、あまり適当ではないのじゃないかという気がいたしております。それは官庁で公共工事について発注をされる場合には、前渡金についてはわれわれの方で保証いたしますが、一体今のうちに指名入札の場合におきまして、工事も別に保証人がついておいて、それがいざという場合には引き受けるという形のもの、どうであらうか。まあむしろ完成保証人はなくて、ほんとうに請負をする人間が責任をもってやる。そのためには保証会社もできておられますから、保証会社の方で必要な点は保証もしますし、國家に対して御迷惑のないように努めていくのであるから、むしろ完成保証人は、ない方がいいと思うのであります。まあ当分は完成保証人は廃止する方向になかなか進めないのが実情だと思いますが、これはいたし方ないと思えます。業界の方でも完成保証人を廃止していただきたいという陳情もしていただいたこともありますが、お聞き入れいただけなかった。これはさしあたりの問題といいたしましては、完成保証人の問題は廃止するのにはできないというのが実情、ほんとうであると思えますから、本来

ない方がいいと思えますけれども、やむを得ないと思えます。

従いまして、完成保証人があるならば、今度の法律改正のように、完成保証人が前渡金についても、いわば保証会社が支払うべき金をかぶってしまつて、自分で損失を大きくするというようなやり方にならないようにしないといふことは、どうしても円満に進んでいかぬだろうと、こう考えておるのであります。

まあ大体、運用につきまして、おおよそ仰せになりましたような方向が、どの方向にあるかというところは、私も大体つかめたと思えます。そういう御方針には、全く同感でありまして、私も公共工事の円満に進んでいくということに矛盾しないように先ほど申し上げましたように、保証基金を返すということも、会社がいろいろ運営状態になつて参りまして、大体、かような大きな保証をするのにかかわらず、資本金がわずかに二億くらいでありますから、その足りないところは、保証基金を当分預かつておいて、いざという場合には、その保証基金はくずして政府の金を支払うという法律の建前になつておりますから、その御趣旨にも合うように、従つて、あまり輕率にできませんけれども、相当な自己資本になりまして、もうこの辺で、保証会社としては、どんなことがあつても、まあ大丈夫だろうという見通しがつきましたならば、保証金を前渡するといふ方向に向かつて進んでいく、こういう考え方でありますことをまた加えて申し上げまして、大体お答えにさしていただきたいと思います。もし不得要領でありましたならば、具体的にお話

がございましたら、またお答え申し上げます。

○委員長(岩沢忠義君) 次に、木會建設株式會社社長木會芳郎君にお願いし

○参考人(木會芳郎君) 何か、そちらの方から御希望でも……

○委員長(岩沢忠義君) 木會さん、その保証会社ができてしまつてですね、建設業者としての今まで、十分御利用なさつたいろいろな経験を、一応御披露願いたいと思ひます。

○参考人(木會芳郎君) 実は、先ほどもお話にありました通り、一部われわれ業者に対して、こういった前払いができたといふことは、純粋の國民精神からいって、非常に片手落ちじゃないかといふお話がありました。が、この点、私どもも非常にありがたく思つておるものであります。しかしながら、私ども過去保証人の立場におきまして、苦い経験がございますのですが、今回の改正の法案に対しては、まことにけつこうだと思ふんですが、一応過去のことを申し上げるというところは、非常にこれは重要なことになりまして、是非にこれに賛成することになります。けれども、その当時、私がある工事をや

はり保証いたしました。その履行請求を受けたときに、すでにそれが八〇%できておりましたので、すなわち四日工事期間というものが余すところ四日間しかなくなつた。八〇%残つていた残額金額といふものは約三百六十万くらいなんです。これはいかに努力しましても、三百六十万の工事を四日間で仕上げるというところは、とうていこれは不可能なんです。そればかりではなくて、それから完成保証人が、それを引き継いでやるについては、当時の保

証会社の約款で参りますと、前払金はそつくり完成保証人が使わなければならぬ。なおかつ、四日間できなかったら、これから工期を延期していただく。その工期を延期するについて、遅延利息を払う。またそれまでの保証、いわゆる完成保証人の立場でもつてやるときには、よく考えてみますと、前払金といふことの意味はないのじゃないかと思ふんですね。その場合において、なぜ保証人がやるのに、また延期した保証料まで払つて仕上げるのならば、これは非常に矛盾しているのじゃないかと思ひます。これは一応工事の契約にうたつてありますので、そう言われてしまえば、やむを得ないのであります。

そこで、私が特にお願したいといふことは、まあ先ほど三島社長さんが申しましたように、そういうふうな、政府の現在の工事契約内容では、すべて完成保証人といふものをつければ、いざその場合になつてみますと、いざその場合になつてみますと、不利なんです。一方的じゃないかと思ふんです。何とかして、この点をもう少し検討していただいて、いまだう少し双務的な意味があつてもいいんじゃないかと思ふんです。こういうことを申し上げたいんです。

ほかに、この改正に対しては、ただいまのところ申し上げたいのは、ちよつと法律的なことは、あまり私詳しいこととはわかりませんが、大へん、この改正法案がややこしいのでございまして、私も、ちよつと見ますとね、それで、この解除できる場合に解除をしな

は少しでも完成保証人が有利にできるというふうな御趣旨は、よくわかるのでございまして、いまだ、ここまで参りましたならば、いまだ、保証金をこの場合、一度保証会社の方から発注者に返していただく、残金ともいいた

たで、この方法にはならないものな

○田中一君 政府の説明を聞くと、一べん前渡金というものを払う、保証会社が保証して、払つたものを、こ

の工事の履行ができないために、保証会社が前渡金を、保証した金額というものを発注者側に返すと、これは何か国の場合には、国庫に雑収入として収納され、その工事の金というものは、翌年にまた別の予算を計上しなければ、その仕事ができなくなるという説明をしておりました。窓口が違ってくるわけですが、その工事費として戻ればいいけれども、一度支出したものは、雑収入という形でもって、国庫に入ってくる、従って、その工事費とはならないというのです。だからそれは無理だということを書いていました。だから、こういう制度にしたんだという説明をしていました。

それから、いまの工期が延長する、その期間の利子ですね、保証利子は、どのくらいですか、これはたとえ……。
○参考人(木曾芳郎君) そりゃないんです。利子の問題は、工事によって、あるいはわずかな金額かしれませんけれども、ただ意味合いにおいて、完成保証人がやる時には、すでに前払金というものは、元請の方にいつてあるわけですから、完成保証人は、あとの未 completion だけ仕上げるというのは、いわゆる前払金の性質がないのじゃないかと思ひます。その前払金の性質のないものを、完成保証人が延びた期間だけ保証料を払うというのは、ちよつと矛盾してはいやないかと思ひます。
○田中一君 私は、金額のことを言っているんじゃないんです。たとえば十カ月間が工事の契約期間だとすると、それが十五カ月間になった場合には、五カ月分は、やはり保証会社が保証しなければならぬでしょう、保証金利を

要求するでしょう、これは当然です。これは工事の完成保証人という、あなたが払うのじゃなくて、その本体が払うという見方なんです、元請ですね、契約した者が払うという形になっているのであって、その金の清算というものは、これは別途の問題なんです。当然保証会社が、五カ月工期が延びれば、その間の保証利子をもらわなければならぬ、これは当然です、木曾さんが払うんじゃないんです。
○参考人(木曾芳郎君) ところが、この改正案の場合には、これは……
○委員長(若沢忠泰君) この整理のために——あなたが発言なさる場合には、委員長という、こう委員長の許可を得て、発言していただきます。

○参考人(木曾芳郎君) なれないものですから……。ただ、これにおいて解除できる場合でしよ、解除できる場合を解除しない、やはり保証人にやらしていただくんですから、そこで、本来なら解除できるんです。解除できるものを解除しないで、完成保証人にやらすというその気持は、少しでも完成保証人に、これを有利にしてやらしていただくというふうに、私は解釈をしております。この改正案は。
○田中一君 ちよつとその点は、あともうって政府から聞いて下さい。ちよつと誤解があるようですから。
そこで木曾さんに伺いたいのは、木曾さん並びに政府にも、ちよつと参考として、答弁願ひますが、一休会計法によつて入札をする場合でしよ、今日ではもはや全部が全部指名入札制度、いわゆる指名競争入札制度というのが正しいのか、になつていくわけですか、指名というのはこれは特定の個人数名

です。そうすると、入札制度というものは、一つの限られた範囲の中から最善なる、国の利益、それから発注者の利益になるような契約の相手方を選ばうということになるのです。私は常々五名という指名競争入札者があると、これは入札するところ、一つの営業です。営業に対して何ら保証がないというところが第一の問題だと思ひます。おそろく木曾建設だつていろいろ官庁の仕事をやつていられるのでしよ、月々のうちにどのくらい指名された入札をするための調査、積算というものを積み上げておるか、そしてそれがたとえ五十五見積りすると、そのうちでどのくらい自分のところに落札されてくるか、契約されてくるかというところが、大体どんなパーセンテージになつておられますか。

○参考人(木曾芳郎君) 大体十件に対して一件取れるというのがごくいい方じゃないかと思ひます。最近の状態においては幾らかよくなつてきておるよりに思ひます。
○田中一君 それは指名競争入札の場合でしよ、今のお話ですと、これは大へん成績がいいと思ひます。成績がいいというの、あなたの方の談合が上手だということ。談合というの、相手方が謙譲の美徳を発揮して、木曾さん、あなたが適当だからあなたがおやりなさいと——談合は不正だとは思ひつていません。今の商慣習で、この業者も話し合ひをして落札するものが現実なんです。悪いとは思ひつていない。それが、発注者が持つておる予算というものを知らながら、一億しか持つていないものを、五人なら五人で

相談して一億五千万円に上げようじゃないかというの、これは犯罪行為になります。しかし、一億円か八千万円か知らないけれども、とにかく妥当な見積りをやつて、これなら木曾さんのところが一番安く、あなたの方のところが適当だから、あとの四人は辞退しましよといつて、木曾さんが仕事を契約するということになる。そういうことはこれは業界の美徳です。これは決して悪いことではない。そうしなければならぬ。しいて言ふならば、法律できめたつていいと思ひますが、そんなことはできないかもしれないが、そのくらいに思つておられます。従つて、あなたの方で十件のうち一件が落札されるということは非常に成績がいいと思ひます。私の今まで聞いておる範囲では、地方の業者は六十ぐらいやつて一つの順番がくる。そこで、そういうことになりまして、保証会社を否定しようという考えであるのじゃないのですよ。発注者は一体何がために五名の業者を指定してそれに見積りを出させるかということなんです。これはおそろく最良なる条件で、最良なる技術家、最良なる材料等を発見するたために五名という特定の者を指定して、それに見積らせるのだと思ひます。少なくともこれは発注者の利益を守るためにやつていかにすぎないと思ひます。そうすると、あなたがさつきお話しになつたように、十件の入札をして一つが取れるといつて、取れるか取れないか知らないが、取るのです。あとの九件の費用はどのくらいかかりますか、見積りをするための費用、まじめに内訳明細を作つた見積りと、勘でこの辺だろうといつ

てやる、一枚の白い紙に金額を書き込むのと、五名で話し合つて、だれか一人がこまかい見積りをして、君は、何々組は八千九百万、おれは一億、おれは九千五百万というのじゃなくして、予定価格の八千五百万というものが出た場合に、それではちよつともう少しもらわなければならぬ、九千万にしよ、うじやないかという話し合ひの場合には、一晩飯を食つて、一晩夜明けかしつて話をすれば、そろばんが出る。これは費用がかからないのです、あとの九件をまじめに見積つたならば大へんなことです。一本々々材料がどのくらいで、手間が幾らか、砂利は、神奈川県は夜は通してくれなから、輸送費が高くなる。積載量も五トンなら五トンで六トン半でも積んでいたら事故がある。それがなくなつてくると、いろいろの意味で単価が上がつてくる。そういうものを見積つたりすると大へんな費用がかかる。その費用は発注者は何も見込んでいない。あなたの方の犠牲でもって見積りをするわけ。その犠牲的見積りをする費用も、あなたの方の自分の労働によつて積算をするわけです。それで出ようがないから、話し合ひでもってものをしようというところにならざるを得ないと思ひます。そこで、私はこういう制度はどうかと思ひます。工事完成保証人の点について、廃止したいという考えは同感です。しかし、三島さんがおっしゃるやうに、今の段階では、今の形ではどうにもならぬと思ひます。先ほど高田君から説明を聞くと、そういうものはしょうがないと思ひます、五名の特定の業者を指定して、これに対して見積りをさせる

ならば、だれかが落札契約する、四名が全部工事完成保証人という制度にしたらどうかというのを考えている。指名されたというところが榮譽であるならば、あるいは指名されたというところが、次の仕事をするためのステップとして営業上有利な立場に立つならば、四名に共同に工事完成保証人を義務づけるということ。これは当然義務づけられる。そうして前払い保証会社は工事完成保証人とは何ら関係がないわけ。工事完成保証人が何名おろうといふと関係ない。少なくとも双方の契約というものができ上がった、その金額に対して許されている範囲の前渡金をもらい保証をしよ

うということにすぎないから、関係は全然ないわけ。そういふふうに理解してよ。よろしくごさいますね。そうなる、あなたが、工事完成保証人というものでひどい目に何回かあったということは、まことに何気の毒に思いますが、今度の改正の法律というものがなると、今度は案になりま

すね。そういう意味では金がこつちに戻ってきますから。そのかわり保証会社の方は、今までは知らぬといっていたのが、継続して仕事を相手方ができたから、今度は保証をしなればならぬことになる。三島さんの方から、謝り負った仕事に対するところの請求権は残るといふことになる。そうなる、工事完成保証人というものと、指名された業者というものが一体であれば、いろいろな問題が解決するのじゃないかと思うのですが、どうい

うものですか。もし、できるならば、まじめにあなた方が内訳明細を個々に作って、それに対して幾らかの手数料をもらい、見積り料をもらい、見積り料をくれなからあなた方は議合してしま。議合が悪いというのじゃない、再度言いますけれども、まじめに見積っていない場合は悪いのじゃないか、それではいかに悪いのです。指名を受ける権利、権利はございませ

ん。この工事は完成するであろうという見通しのもとに——これも発注者の独断です。国の場合には法律でもって行政権に与えられている範囲内でもって選択しているのが実情なんです。そうして、どの場合でも予算をオーバーして、予算をこえているというふうな入札はまずないんです、絶無と言つてもいいと思います。まあ八千万、八千

五百万のものを一万円で落札するよう

な人もいますけれども、大休同じような見当についていると思うのです。だからその場合には、政府は、発注者は、金は余しますから、若干ずつ余るやつは、また工事を延ばしたり、別の方に流用する範囲の流用の仕方でもって使ひこなしているのですから、それ

ならば九作の見積りをするというこの労働と営業に対しては、当然見積りというものは払うべきであるというように考えているのですが、その点はどうお考えになります。ちよつとくどく長く言つたから、理解しにくかつたと思ひますが。

○参考人(木曾芳郎君) ただいま先生のおっしゃつたことは、結局見積料を出すという意味なんですか、政府が……、そうですか、そうしますと、出せば……。

○田中一君 出せば、四名の者がその工事の完成保証人になるということでは

○参考人(木曾芳郎君) これは完成保証人といつても、私も業界の今までのいきさつでいいますと、現在は完成保証人、まあ官庁工事において完成保証人といふことをうたつておられますので、私どもの仕事においても保証人は頼まなければならぬ。また相手も保証してやらなければ契約ができない。契約ができなければ工事ができない。結局営業ができないということになる。そこで保証人の数を多くするとい

うことも、私はただいまちよつとはっきりしたうまい案も浮かばないのですけれども、数を多くするということも、これまた、われわれの立場からい

きますと、保証したくというものが大へんなんです。いざ事故が起きた場合に、私も今まではかつて苦い経験がある。もちろん今までも、おいやつてくれと言へば簡単にやつていたんです。結局一ぺんそういふひどい目にあつてみまうと、頼む方でも頼みにく

い。結局そういふ人が数多くなるといふことは、これはまた自分がもう立場になつたときにもちよつとまた考

えなければならぬでしょう。その点もよく御研究をいただきたい。

○田中一君 私が言つてゐるのは、指名された業者が全部義務があるという

ことを言つてゐるのです。義務づけることなんです。一つが落札しますね、あとの四名といふものは、義務づけられるわけ、保証人に……。今の

ように、あなた頼みにいくでしよ。あちこち頼みにいって、いやという人もいられるけれども、あなたの方に借

りがあるからそれをやりましようという人もいふし、あんなのはごめんだという人もいふ。ずいぶん仕事の契約よ

りも保証人を頼むのに苦労するでしよ。私もよく知つております、そういう人もいますから。そうして、今あま

りも保証人を頼むのに苦労するでしよ。私もよく知つております、そういう人もいますから。そうして、今あま

りも保証人を頼むのに苦労するでしよ。私もよく知つております、そういう人もいますから。そうして、今あま

りも保証人を頼むのに苦労するでしよ。私もよく知つております、そういう人もいますから。そうして、今あま

りも保証人を頼むのに苦労するでしよ。私もよく知つております、そういう人もいますから。そうして、今あま

りも保証人を頼むのに苦労するでしよ。私もよく知つております、そういう人もいますから。そうして、今あま

りも保証人を頼むのに苦労するでしよ。私もよく知つております、そういう人もいますから。そうして、今あま

りも保証人を頼むのに苦労するでしよ。私もよく知つております、そういう人もいますから。そうして、今あま

りも保証人を頼むのに苦労するでしよ。私もよく知つております、そういう人もいますから。そうして、今あま

りも保証人を頼むのに苦労するでしよ。私もよく知つております、そういう人もいますから。そうして、今あま

りも保証人を頼むのに苦労するでしよ。私もよく知つております、そういう人もいますから。そうして、今あま

りも保証人を頼むのに苦労するでしよ。私もよく知つております、そういう人もいますから。そうして、今あま

りも保証人を頼むのに苦労するでしよ。私もよく知つております、そういう人もいますから。そうして、今あま

りも保証人を頼むのに苦労するでしよ。私もよく知つております、そういう人もいますから。そうして、今あま

りも保証人を頼むのに苦労するでしよ。私もよく知つております、そういう人もいますから。そうして、今あま

りも保証人を頼むのに苦労するでしよ。私もよく知つております、そういう人もいますから。そうして、今あま

りも保証人を頼むのに苦労するでしよ。私もよく知つております、そういう人もいますから。そうして、今あま

りも保証人を頼むのに苦労するでしよ。私もよく知つております、そういう人もいますから。そうして、今あま

りも保証人を頼むのに苦労するでしよ。私もよく知つております、そういう人もいますから。そうして、今あま

りも保証人を頼むのに苦労するでしよ。私もよく知つております、そういう人もいますから。そうして、今あま

りも保証人を頼むのに苦労するでしよ。私もよく知つております、そういう人もいますから。そうして、今あま

りも保証人を頼むのに苦労するでしよ。私もよく知つております、そういう人もいますから。そうして、今あま

りも保証人を頼むのに苦労するでしよ。私もよく知つております、そういう人もいますから。そうして、今あま

りも保証人を頼むのに苦労するでしよ。私もよく知つております、そういう人もいますから。そうして、今あま

りも保証人を頼むのに苦労するでしよ。私もよく知つております、そういう人もいますから。そうして、今あま

りも保証人を頼むのに苦労するでしよ。私もよく知つております、そういう人もいますから。そうして、今あま

りも保証人を頼むのに苦労するでしよ。私もよく知つております、そういう人もいますから。そうして、今あま

りも保証人を頼むのに苦労するでしよ。私もよく知つております、そういう人もいますから。そうして、今あま

りも保証人を頼むのに苦労するでしよ。私もよく知つております、そういう人もいますから。そうして、今あま

りも保証人を頼むのに苦労するでしよ。私もよく知つております、そういう人もいますから。そうして、今あま

りも保証人を頼むのに苦労するでしよ。私もよく知つております、そういう人もいますから。そうして、今あま

りも保証人を頼むのに苦労するでしよ。私もよく知つております、そういう人もいますから。そうして、今あま

りも保証人を頼むのに苦労するでしよ。私もよく知つております、そういう人もいますから。そうして、今あま

りも保証人を頼むのに苦労するでしよ。私もよく知つております、そういう人もいますから。そうして、今あま

りも保証人を頼むのに苦労するでしよ。私もよく知つております、そういう人もいますから。そうして、今あま

りも保証人を頼むのに苦労するでしよ。私もよく知つております、そういう人もいますから。そうして、今あま

りも保証人を頼むのに苦労するでしよ。私もよく知つております、そういう人もいますから。そうして、今あま

りも保証人を頼むのに苦労するでしよ。私もよく知つております、そういう人もいますから。そうして、今あま

りも保証人を頼むのに苦労するでしよ。私もよく知つております、そういう人もいますから。そうして、今あま

りも保証人を頼むのに苦労するでしよ。私もよく知つております、そういう人もいますから。そうして、今あま

りも保証人を頼むのに苦労するでしよ。私もよく知つております、そういう人もいますから。そうして、今あま

く。完成保証人の方もそう言われると、その経済的な事情を調べるわけでもなくて、ある場合には、語弊があるかもしれないけれども、軽率に、よし引き受けたと、こう言う。そうしてあとで、いざ仕事が出来なくなったから完成保証人がやらなければならぬというところが起こると、びっくりして、どうも完成保証人の責任が重過ぎるとか、いろいろ議論があります。私は本来はそういう義理人情でやるというふうな保証人の制度は、今のように入込んだ経済情勢におきましては、ほんとうな経済上の理由に基づいた理論的な請負契約にして、やめてしまった方が一番いいと思うのでございます。やめてもらおうと、われわれとしましては、もう完成保証人に払わぬで、初めから契約解除されると、きちんと払って、きちんといくと思うのですが、そういう金をちっとも惜しむわけじゃありません。しかし今度は完成保証人をつけたら、これはお役所の御都合でやむを得ませんから、これは仕方がありませんから、まあ一つわれわれの方の損害はあるけれども、一つその方にお金をお払いして、そうして多少でも完成保証人の損害を少なくして、役所で公共仕事をしつぱにやり遂げられるための少しでもよすがにした、い、こういうふうに思います。従いまして、完成保証人がない方がいいけれども、あれば仕方がない、その方で円満に仕事をやってくれるようにしたらいいじゃないかというのが現在の心境でございます。

○田中一君　そこでもう一つ、これから本論になりますが、そうなりますと、今度はあなたの方で、これは悪い

例に引いていかぬけれども、木曾さんが元請で契約した、それを三島建設が完成保証人になった。で、その三島建設がそれを、あとのけつを割ったあとを引き受けなければならぬ。と、三島建設に対する工事完成保証人が必要になるわけだ。これはその三島建設というものが木曾と同じような仕事を受ける能力を持っているものならば、そのまます仕事をやれるという見通しがつきますけれども、義理人情で保証人になったという場合に、これは発注者があれじゃ困る、これじゃ困るということを言います。言いますけれども、実際というものは、仕事を相当持つておれば、なかなか仕事はうまくいくものじゃないのです。そうして、この法律が成立しても、工事完成保証人に対する工事完成保証人がまた必要になるのではなからうか、こういう問題がまた疑問が生まれてくるわけです。いいですか。たとえば、先ほど木曾さんが言ったのは、出来高八割だといっている。出来高一割の場合には、前渡金を二千万なら二千万を持つてどっかへどろんしてしまつたという場合には、とにかく九割という大部分の工事が残っている場合に、これが工事完成保証人が三島さんであるから、三島さんの方で保証するけれども、しかし工事完成保証人をつけたら、やはり九割残っている仕事を三島さんに對する工事完成保証人が必要でなければならぬという論理になるわけだ。これはこの改正法律案には何もつたていない。ここに問題があると思う。その場合には保証会社はどういう工合に考へるのですか。

○参考人(三島誠也君)　工事完成保証

人がこれから仕事を引き受けて参ります、投げ出すことも当然あり得ると思います。実力がなくて、大きな工事は引き受けなければならぬが、どうもあととらうまいかなという事例は、おそろしく、実際今でも能力があるかないかというよりも、むしろ利害関係から、御承知でもございますが、工事完成保証人はあとの仕事を引き受けてもいいけれども、どこの発注者も、請負金額の五分の違約金を払うと仕事を投げ出してもいい、こういうことになっております。従いまして、工事完成保証人は五分払うと投げ出してしまふ。そうするとわれわれの方に返つて参りまして請負契約の解除により保証金を払つております。これは当然法律上払うべきものであります。しかし今お話のように、工事完成人がやる時にはもう一ぺん完成保証人をつけたらいい、どこまでいっても切りがありません。この完成保証人をまたもう一ぺんつけなければならぬ。そこまではどうも法律改正の問題としては少し無理じゃないか、かという私は感じました。ところが、これは政府の方で御提案でありますから、政府の方でお考えになる問題でありまして、私個人で考えましては、そこまで順々に保証人をつけていくと、そういうやり方はちよつと無理じゃないか。まあ適当なところで打ち切つて、一人だけ完成保証人がやつて、うまくいかなければ、今度は保証会社である程度の金を支払つておして、こういふやり方ではないか、それが私の考えであります。

○田中一君　問題はかご抜け法案なん

です。ここに問題がある。そうすると、なぜ工事完成保証人という制度を主張するかということ。そこに論理の矛盾があるわけだ。その工事を完成させるために工事完成保証人制度というものを作つていくから、その工事完成保証人がまた、俗な言葉で言つたら、けつを割つた場合には、それに對してはもう御破算でいいということでございます。初めから工事完成保証人をつける必要はございません。そこに矛盾がある。私はこの法律の改正というものが最善と思つていないのはそこなんです。そこで私が先ほど木曾参考人にも言つたように、指名をするという業者というものは、その工事を同じように消化し得る能力を持つものという認定のもとに指名をするであらうと、連帯工事完成保証人制度というものを採用したらどうであらうかという一つの試案を申し上げたのですけれども、今三島さんがおっしゃつたように、一ぺんくらいいい、あとはどうもしょうがないんじゃないかと。そうすると工事完成保証人の工事完成保証人ということになる。それはいつまでも切りがない。八割、九割できた場合にはそれは一名でいいだろうと思ふのですが、前渡金でもらつてつ飛びぶるも現に今までの事故件数の中にあるはずだ。私一、二知つています。今までの仕事を完成するために無理やりな契約を落れる。その前渡金によつて今までの工事を完成させるのです。仕上げるのです。どつちみち金融上、財政上、穴なんです。これは。そうしてまた次の仕事をもらつてそのまた穴を埋めていくという形でやる、自転車操業的な前払い保証制度という

ものを悪用する業者が今まであったことは、これはよく私知つております。そうしますと、やはり工事完成保証人に対する工事完成保証人がなくてはならぬということになるのです。第一の工事完成保証人はすなわち契約の相手方が変更されますから、実態としては、そうすると、それに対する工事完成保証人というものをまた発注者は要求しなければならなくなつてくるのにならうかと思ふのです。それでなければ論理が合わないのです。これは一体どう考へておられるのか。ちよつと今問題について政府の意見を聞いておきたいと思ふ。大事なことから始めます、中途半端の答弁じゃ。ほんとうの腹がなかつたらあとでつて答弁下さいよ。

○政府委員(鬼丸勝之君)　ただいまの田中委員のお話はごもっともな点もございしますが、私もごまんといたしましては、今回の改正の趣旨におきましては、田中先生のお説から申しますと百パーセントに割つ切つた解決になつてないというところはよく承知いたしております。ただ、三島社長からもお話がちよつとありましたように、今までは工事完成保証人が、本来の請負業者が負担すべきものを過分に負担して、つまり前払金の制度による保証金の支払うべき分をかつてついていると、そのために完成保証人が投げ出してしまつた。先ほどお話がありましたように違約金を五割程度払つて契約解除になります。そういうケースが今度の改正によりまして、完成保証人といふものは、前払金相当額の保証金を払えば、全部負担が免

れるというもののじやございせんけれども、相当部分の負担の軽減になりまして工事の完成ができる、その分を救つてやうと……従いまして、たとえば保証人の能力が非常に落ちるという場合に、保証人がこの改正制度によって保証金が払えるということになつても、なおかつ工事を完成できない——保証人の能力からいまして完成できないという場合があり得ると思ひます。しかし、そのあり得る場合がどうなるかと、さらに完成保証人を必要とするのじやないかというお説でございしますけれども、この点につきましては、その段階は契約の解除ということとで、発注者の方は解除して応分の保証金を保証事業会社からもちやうと、そういうことになりまして、もう完成保証人とは縁が切れるわけでございますから、残工事について新しい契約をする、こういう方法でやうていくより方法がないのじやないか。さらに保証人をつけるという事は、いたずらに工事の執行を複雑化するおそれございします、まあ今回の、次の完成保証人の負担の軽減をはかるということによりまして、従来保証人が投げ出しておつたケースが相当救われてくると私も考へております。まあ大部分は救われてくるのじやないかという事は、完成保証人が大部分は工事を完全に履行できるという判断をもちまして、今回の改正を立案いたしましたような次第でございます。

い、あなた今否定しておるわけですが、しよせんその工事を、第一回の契約と同じような状態において、同じような期間に完全に履行させようというところ、その元請があるわけなのですけれども、その元請がだめになつたらば、工事完成保証人がそれを引き受ける、しかしそれがだめになつたらやめてもいいのだというのでは、工事完成保証人というものをつける理由がなくなつてくる。やはりせめてもこれが要るのだ、しなければならぬのだという義務づけをしなければならぬわけですが、それは何かといへば、私が最初に三島さんに言つたように、公入札制度ではないというところが現在あるのだ、特命の随意契約による場合には、その能力のある者を全部調べて、これは完全にできるという見通しのもとに契約をおやりにするでしようけれども、この場合でもやはり工事完成保証人をつけているに違ひないと思ひます。ましてや指名入札制度でやる場合には、それらの五名なら五名、六名なら六名という共同の責任を持たすというような制度でやるならば義務づけるのです。それは今鬼丸君が言つておられるように、自分でいやにならばすぐけつを割つてどこかへ逃亡する、というような者に相当地な仕事をやる発注者はいません。構なり現場なり実績なりというものをかかるといふような相当の規模を持つた仕事をするのであります。それからそれが指名される者が共同の義務を持つたならば、工事完成保証人制度というものをとつておる今日の目的に合致した事業の完成が望まれるのではないかと、ということなんです。私は逆に今度そ

う思ひます。これは政府にはまだ会期がございしますからゆつくり御質問いたしますが、何かそういう点についてこの法律の旨点があるというふうな気がしてゐるわけなんです。そこで、何つたので、これは政府に聞くのは、きょうは参考意見ですから、いづれこれはゆつくりと質疑をかわします。そこでその点につきましては、三島さんに十分に今までの実態から考えまして、その意見を、一つできるならば私の手元に個人的でけつりです、委員会に出していただければ幸いですけれども、委員長一つ三島さんから今まではこういう法律改正によつてきたる欠陥とか長所というものを、三島さんから書類で出してもらつて委員から頼んで下さいませんか。

○委員長(岩沢忠憲君) 三島さん、今お聞きの通り、田中君の注文、これを一つもしあなたの方でできますれば一つ参考資料として御提出願ひたいと思ひますが……。

○参考人(三島誠也君) ただいまのお話、参考資料はどういう……私の意見でございしますか、恐縮ですけれども内容をもう少し御説明願ひたい。

○田中一君 工事完成保証人制度はあなたには要らないというふうなことを言つておられましたが、しかし現在の段階ではやむを得ないというふうなことを言つておられました。これはしかし矛盾したあなたの御意見なんです。それでなくて、かくかくだから要らないとか、かくかくだから必要だとか、あるいは今度の改正によつてきたところ、今は、今言う通り工事完成保証人がその工事をすれば、それを割つたを割られた場合にどうするか、その場

合には今言つた通り違約金を出しますか、私の会社の方では前払金をお返ししますというふうなことは、三島さんの御意見というよりも、ほかの会社の面からいいますから、その御意見を一つ聞かしてはいいのです。

○参考人(三島誠也君) 工事完成保証人は必要がないと思ひますが、今はやむを得ないというのとは矛盾じやないかと言われませんが、その点だけちよつと説明させていただきます。実は必要ないといふことは私の意見であります、実際につけるというのには私の方の見解ではないのです。発注官庁が必要というのでつけている。どうも発注官庁の方が私より強いのでいたし方がない。そういう意味で御了承願ひます。そういうことについて何か会社の意見を出すということですから……。

○委員長(岩沢忠憲君) それでは前払金を行なつていない東京都の実情について、東京都財務局長太田和男君から御説明を願ひます。

○参考人(太田和男君) 東京都の財務局長太田でございます。今、委員長からお話がございしましたように、東京都では現在工事請負契約に對しまして前払金制度を行なつておりませんから、その行なつていない理由を申し上げて御参考にお供したいと思います。

東京都で前払金制度を設けなかつたそもその最初のこの法律がございした当時のことを考へてみますと、その当時は東京都の資金事情が非常に窮乏でございまして、この三割程度の前払金を全部工事契約にあつたて支払いをするというふうなことは、とうてい實際上できませんので、この制度ができ

うのがそもその事情でございします。それから今日になりますれば、この資金事情は、東京都の場合は多少好転して参つておりますので、この資金事情の面からいいますと、この制度を実施できないという事情は今日ではないと思ひます。ただ、しからばなぜ今日でもこれをやらなかつたかといふこととございしますが、これは単に前払金制度だけじゃございまして、工事完成保証人と申し

してそれに近いような制度ということになりますれば、今申したようにできるだけ対象の希望される建設会社というものの数を広げて参りまして、そうして今度は指名競争入札をさせる場合でも、その指名の相手の数をできるだけ多くする。大体東京都では十社前後のものを一回の競争入札の対象にいたしておられますが、そういうふうなことになる参りますと、できるだけ各建設会社等の経験あるいは実力等を調査いたしまして、この事業の執行に支障のないような力のある業者を選ぶことに努めておられますけれども、どうしてもその点が従来のままでは数が多い参りますれば危険があるわけでありまして、そういう意味におきまして都において必要と認める場合には、連帯保証人をつけることができるということにいたしまして、そうして特にむずかしい工事あるいは工期を急ぐ工事、それから従来官庁の方面の経験等のない業者が初めてこの入札をする、指名入札等の場合におきましては、落札した場合には念のために連帯保証人制度をつけた方がよろしい、こういう考え方が、この四月から連帯保証人の制度をつけることができるような規定の改正をいたしたのが実情でございます。

それで今回の法律の改正でございますが、これに対しては今申したように東京都では、引受人制度もあるいは前払金制度も使用しておりませんから、そういう実態に基づいた意見は申し上げませんけれども、少なくとも公共工事をできるだけ早く、当初の目途金額で完全に遂行したいという考えから申しますれば、少なくとも発注者の側から申しますれば、この改正は

けっこうなことだというふうに考えますけれども、先ほど来前の参考人からの御意見もございましたように、私どもの方でもあらためて連帯保証人制度をとりましたも、これがなかなか業者間においては、いわゆる因縁とかあるいは仁義の關係でしていける場合はございまして、けれども、どうも全然關係のない者が、こういう制度によって自分が入札を受けたから君一つ保証人になってくれと言つても、そういうふうになりまく話がつくようなことも考えられまので、必ずしも業界では歓迎されていないように実は聞いておりますけれども、しかしとにかく東京都でも、この連帯保証人制度は一つやってみたいということ、四月からそのように踏み切ったわけでありまして、

それからもう一つ、東京都で従来行ないました工事請負契約において、どういふふうないわゆる途中で投げられたケースがどのようになつたか、ということとを御参考までに申し上げますと、昭和三十三年に、これは財務局の経理部で行なつております工事契約だけでございまして、と申し上げますことは、交通局あるいは水道局というよりなところの公益企業なり会計は、別の会計でそれ自体で契約をやっておりますから、勢いそういう公益企業を除きました私どもの知事部局だけの工事件数でございますが、昭和三十三年には二千五百三十三件の工事契約をやりまして、その総金額が百二十八億三千九百万円でございます。これに對しまして不履行によつて契約解除をいたした件数が二件でございます。その金額が三千六百八十

五万円。それから三十三年は件数で申しまして二千八百一件、契約金額が百六十六億六千七百円、これに對して年間の契約解除件数が三件、その金額が一千五百八十二万円。それから昨三十四年度でございますが、総件数が二千八百五十五件、総金額が百八十七億八千万、契約解除の件数が三件とふえまして六件、金額が四千九百九十九万円という程度の実績でございます。今申したように新しく契約制度を変えて、今までの官庁経験のない業者等も入れることにいたしました關係もありまして、三十四年は六件というふうに従来よりは約件数が倍にふえております。

こういう關係から先ほど申したように連帯保証人制度を一応とりまして、けれども、その上にさらに前払金制度を用いるということになりますれば、こういうふうな従来経験のない、あるいは資力の割合に低い業者の方々も当然入つて参りますし、むしろそういう方々には、これは有利な制度にならうかと思ひます。しかし反面東京都のように入札業者の多いところといたしましては、かつて終戦後の混乱時代、材料等もきわめて払底しておつて業者も困難を來した時分、あるいは東京都の資金事情も非常に窮乏で、いわゆる出来高払い等も円滑にいかなくつた時代、そういう際に非常に協力してくれたまじめな業者といふべきか、いわゆる官庁経験のある業者等の意見から申しますれば、そういうような者の方が、次第に実はこの今回の制度の改正によつて指名を受ける回数も減つて参りますし、これはまた落札する機会

も少なくなつてくる。制度そのものの改善の善悪は別といたしまして、何かさういふ点で自分たちに対する過去の協力と申しますか、仕事に対する都側の方の評価というふうなものがある。これは何らかさういふふうな力のある、実績のある業者を優遇する方法はないものかというふうな意見もございまして、たの、やはりこれ考えますと、簡単に一般の新しい業者、あるいは資力の定かでない、はつきりしない業者に對する立場を有利にするような意味にするような、前払金制度をそのまま採用することについては、もう少しいろいろな点を検討してみよう必要があるというところで、まだこの制度は見送つていくのが実情でございます。

大體以上申し上げまして、あとは御質問によりましてお答え申し上げます。
○委員長(岩沢忠義君) 次に保証会社を利用せずにおいて、特約によつて業者に對しては前払金をお出しになつて一つの國鉄の立場について、山田君から一つ御説明をお願いしたいと思います。

○説明員(山田明吉君) ただいまお話のございましたように國鉄におきましては、このたぐいま問題になつております法律の制度を利用してございまして、國鉄のおもな請負工事につきましては、その請負工事の契約書の中に、工事の履行保証人を二名以上つけるといふ特約をいたしておまして、それが工事の契約のおもな内容になつておるわけでございまして、なお前金の制度につきましても五割以内前金払いができるという内規がございまして、それによつてやつておりますが、それで過去の事例を申し上げますと、こまかい

件数は用意してございせんでしたが、履行保証人の特約を發動いたしました例は、ここ数年、二件あったと記憶いたしております。

それで先ほどから拝聴いたしておりますが、こういう特別の保証が必要であるかないかという御議論が相当ございまして、國鉄として考えますと、こういう特約がなくつてに工事の履行ができないとみる場合には、もちろん解除できるわけでございますが、まあほかの公共事業もさうでございますし、國鉄の仕事を列車を通ず、列車の運行を確保するといふ、従つてそれにも非常な大きな使命でございますので、單に國鉄に損害を与えないで済ますというだけでなくて、その工事そのものの完全な遂行を確保するという意味で、こういう特約が必要であらうかと思ひます。

なおこの特約による履行保証人の資格につきましては、当該工事を落札した相手方以上の資力、信用、能力のある業者ということも内規でございまして、また前金の制度はございまして、最近では金融事情も、それから業界の資力、資金能力も相當ついてきたせいだらうと思ひますが、五割限度まで出すという例はあまりございせん。以上簡単にございまして、
○委員長(岩沢忠義君) 次に保証会社を利用せず、前払金をお出しになつておる農地局の方から一つ御説明をお願いしたいと思います。
○説明員(清野保君) 農林省といたしましては、先ほどから御議論がございまして、予決令の特例の第二条第二号、三号及び第五号を利用いたしま

して、前金払いの承認要求を大蔵省に行ない、それによって現在工事を進めておることを原則としたしております。この法律の制定当時私どもの方にもいろいろと建設省から御協議がございましたので、いろいろ検討いたしました。また、農林省といたしましては、基本の考え方は、前金払制度を適用いたしまして工事を進めるといふような方針をとったのであります。ただし、地方の事務局が直轄事業等を行なう場合に、この法律による運用をすることとを妨げない。あくまでも前金払制度に重点を置き、その保証制度の利用は妨げないといふような方向に持っていくのであります。先ほど建設省から御説明のありました通り、仙台農地事務局におきまして、この保証会社の制度を運用しておる面がございますが、この点につきましては調査が十分できておりませんが、農林省の仕事の特徴、すなわち、特に灌漑事業等につきましては、早害期前に工事をしなければならぬ。大蔵省との前金払制度に対する手続が若干遅延したために、そのために仕事がおくれているので、そういうような場合がございまして、特に寒冷地方である仙台農地事務局におきましては、この会社の保証制度を運用いたしまして事業を実施しておる事情にございまして。

なほ、従来の農林省のやっておりますところの制度の問題といたしましては、発注者であるのは、受注者であるところの請負業者がその債務を不履行の場合には、工事完成保証人がその工事を実施するよう制度をとってございまして、その場合に、工事完成保証人は、当然受注者である元請に対して

求償権を発生いたします。この場合に、往々にいたしまして、この求償権が成立しないといふような場合もございまして、今回の法律改正におきましては、保証事業会社が工事完成保証人に対して前金を支払うと、こういうふうな従来の制度より一歩前進したといふふうに考えられますので、これらの点につきましては、この法律改正案が成立いたしました際には、この制度の運用につきまして、十分検討を加えまして、工事の運用に遺憾なきを期して参りたいと思っております。

○委員(若沢忠義君) それでは東京都、国鉄及び農林省の参考人に対する御質問のある方は順次御発言を願います。

○田中一君 東京都の財務局長に伺いますが、東京都は割合に土木請負関係の汚職がよく伝えられております。この問題がないようにという検討は相当、今度東さんが知事になってから、あの人は割合に清潔な人らしいから努力していると思っておりますが、二千名の業者の登録、これに対して、あなたの方で今説明されているように、三千件足らずの工事しかないわけですから、これはまあ一応十名の指名をすることとして、全部に均等されるなどということとはちよつと考えられないわけですね。そうすると、指名請負人になつておるための利益が何かあるのでしょうかね。それが一つ。

問題等について、おそらく十分な説明をしておると思ひますから、制度から来るところの汚職というものについて、一つできれば説明をしてほしいと思ひます。

○参考人(木田和男君) 前段の指名制度をとつておることの利点はどうかというお話でございますが、確かに、法の建前でありまして、一般競争入札といふふうなことにいたしますと、実際にいふ力相応以上の業者がその入札に参加する率が非常に多くなつてきよと思ひます。それからまた事務的に申しまして、何百枚あるいは何千枚といふふうな予想される業者に対する見積り説明、現場説明の準備等からいいますと、これは非常に膨大な事務量を要しますので、そういう点ではあまり意味がないではないか。そこで、一般競争入札というその制度の趣旨をできるだけ生かし、かつその仕事を発注する立場から申しまして、公正な適正な仕事ができるようにという考え方から、先ほど申ししたように、二千ほどの業者をその実態によつてラシク別に整理いたしまして、その中から発注いたします仕事の内容に応じまして、業者の経歴なり実力等の適当な者を十名前後選んで、競争入札をさせるといふようなことにいたしておるもので、実際上の便宜からでございます。それから第二点、従来とくく伝えられております東京都のスキヤンダルについての予防策でございますが、これは何と申しても、業者の方と関係契約事務を担当する者、あるいは、契約事務に回つてきます前に、ただいま田中委員のおっしゃる通りに、起案をする、あるいは計画をする現業局の職員

と業者との結びつきというもののから、これが事前に察知されたり、あるいはそれを提供したり、それによるいろいろな悪い関係が生じてくるということ、昨年のこの改正には、業者を指名いたしました委員会には、これを計画した、あるいは設計をする現業局の方のその担当者は入れない。現業局の方でも、契約事務を担当しております部長なり課長なりは、私どもの財務局で持つております。私が委員長になつておりましたが、私のところでやるこの名簿による調査実績をあくまで基礎にして、そうして公平に、同じような業者の場合には、できるだけ同じものは避けまして、指名を受ける機会を多くするような方法による制度でございますが、その選定をする際の委員会構成に、実際にこれを設計し、もしくは計画しておるような現業局の技術担当の者等は入れないということで、これを切つております。その結果、この制度に対する批判としては、業者の実情に現場監督をして通じておる技術者を選定委員に入れないことが、当か不当かという議論が今庁内で起きておりましたけれども、それはそれといたしまして、いましばらく今の制度で私どもはやつて参りたいといふふうに考えておる次第でございます。

○田中一君 それから、建設省の提出された資料の中にあるのですが、前金払いは行なっていないけれども、出来高払いは迅速に行なつておるといふことが理由になつておるというものは、契約の相手方の金融等も考慮して、スムーズに仕事ができるようにという前提から、特に出来高払いを迅速に払うといふことを言つておられますけれども、これはおくれる理由の一つもないはずですね。あたりまえのことなんでしょう。出来高払いで払うのは契約にあるのですから、それは理由にならぬと思う。それで、先ほどの陳述の中にあった、この前金保証制度といふものが法律ででき上がったところには、都の方の財政が、財政といふか資金事情がスムーズにいかなくなった。今はしかしよくなつてきておるといふ説明でしたけれども、この東京都の二千名の方々はそんなに資金が楽に運用ができるというふうな実態なんですか。私は国の工事をやる方が力が相当あるのじゃないかと思ひます。むろん、この中には国の工事を、指名権といひますか指名される、登録をしていられるものではないかと思ひます。その点はどうなんですか。前金金といふのは要らないのだという前提は、先ほど言つた資金事情云々といふもののほかに何か理由があるのか。

○参考人(木田和男君) 先ほど私が申し上げました、二十七年のこの法律の制定された当時の資金事情云々でございますが、これは東京都の資金事情が窮乏で、業者の方の資金事情はちよん苦しかったと思ひますが、東京都の資金事情が苦しくて、三割の前金金の制度をとつた場合にどういふ限度で、資金のある範囲で払うというわけにも参りませんと思ひますので、一応この制度をとつた場合には、総工事契約高の三割程度のものは予想しなければならぬ。そういう場合に出納長の方の資金事情が非常に苦しくてそれに応じかねるというふうな事情があつたやうであります。そのところを申し上げたわけがあります。

それから現在におきまして、資金事情は別にいたしまして、業者にどういう便宜と申しますか、あれをはかつていかんと申しますと、まず出来高払いの制度は東京都でもとっております。

○田中一君 一つ、これはあなた一存ではものを言えるわけじゃありませんけれども、いい制度であり、かつまた工事完成保証制度というものをいよいよ妨げないというような、まあまあ消極的な規定に改正されたと言いますか、おそろくそうするのだらうと思つておるに、安全を期するならばおそろくそうなるのだらうと思つておる。その場合に、今度の改正で割合に実害がなくなりましたから……実害がないということは、何もあなたの方で、一年のうち二件か三件しかございませぬということだから、それくらいの実害はかまわぬのだというにはならないのでございませぬ。絶対に実害がないことが望ましい。私も都税を払っているんですから、実害がないことが望ましいと思つておる。実害がないという制度、共同責任制度ですね、仕事を利用する人たちがみんな実害をなくしているわけですから、これはぜひともとつてもらうようにするのが東京市の善政ではなからうかと思つて、これは一つ十分御検討願ひたいと思つておる。

○田中一君 一つ、これはあなた一存ではものを言えるわけじゃありませんけれども、いい制度であり、かつまた工事完成保証制度というものをいよいよ妨げないというような、まあまあ消極的な規定に改正されたと言いますか、おそろくそうするのだらうと思つておるに、安全を期するならばおそろくそうなるのだらうと思つておる。その場合に、今度の改正で割合に実害がなくなりましたから……実害がないということは、何もあなたの方で、一年のうち二件か三件しかございませぬということだから、それくらいの実害はかまわぬのだというにはならないのでございませぬ。絶対に実害がないことが望ましい。私も都税を払っているんですから、実害がないことが望ましいと思つておる。実害がないという制度、共同責任制度ですね、仕事を利用する人たちがみんな実害をなくしているわけですから、これはぜひともとつてもらうようにするのが東京市の善政ではなからうかと思つて、これは一つ十分御検討願ひたいと思つておる。

○田中一君 一つ、これはあなた一存ではものを言えるわけじゃありませんけれども、いい制度であり、かつまた工事完成保証制度というものをいよいよ妨げないというような、まあまあ消極的な規定に改正されたと言いますか、おそろくそうするのだらうと思つておるに、安全を期するならばおそろくそうなるのだらうと思つておる。その場合に、今度の改正で割合に実害がなくなりましたから……実害がないということは、何もあなたの方で、一年のうち二件か三件しかございませぬということだから、それくらいの実害はかまわぬのだというにはならないのでございませぬ。絶対に実害がないことが望ましい。私も都税を払っているんですから、実害がないことが望ましいと思つておる。実害がないという制度、共同責任制度ですね、仕事を利用する人たちがみんな実害をなくしているわけですから、これはぜひともとつてもらうようにするのが東京市の善政ではなからうかと思つて、これは一つ十分御検討願ひたいと思つておる。

○田中一君 一つ、これはあなた一存ではものを言えるわけじゃありませんけれども、いい制度であり、かつまた工事完成保証制度というものをいよいよ妨げないというような、まあまあ消極的な規定に改正されたと言いますか、おそろくそうするのだらうと思つておるに、安全を期するならばおそろくそうなるのだらうと思つておる。その場合に、今度の改正で割合に実害がなくなりましたから……実害がないということは、何もあなたの方で、一年のうち二件か三件しかございませぬということだから、それくらいの実害はかまわぬのだというにはならないのでございませぬ。絶対に実害がないことが望ましい。私も都税を払っているんですから、実害がないことが望ましいと思つておる。実害がないという制度、共同責任制度ですね、仕事を利用する人たちがみんな実害をなくしているわけですから、これはぜひともとつてもらうようにするのが東京市の善政ではなからうかと思つて、これは一つ十分御検討願ひたいと思つておる。

○田中一君 一つ、これはあなた一存ではものを言えるわけじゃありませんけれども、いい制度であり、かつまた工事完成保証制度というものをいよいよ妨げないというような、まあまあ消極的な規定に改正されたと言いますか、おそろくそうするのだらうと思つておるに、安全を期するならばおそろくそうなるのだらうと思つておる。その場合に、今度の改正で割合に実害がなくなりましたから……実害がないということは、何もあなたの方で、一年のうち二件か三件しかございませぬということだから、それくらいの実害はかまわぬのだというにはならないのでございませぬ。絶対に実害がないことが望ましい。私も都税を払っているんですから、実害がないことが望ましいと思つておる。実害がないという制度、共同責任制度ですね、仕事を利用する人たちがみんな実害をなくしているわけですから、これはぜひともとつてもらうようにするのが東京市の善政ではなからうかと思つて、これは一つ十分御検討願ひたいと思つておる。

○田中一君 一つ、これはあなた一存ではものを言えるわけじゃありませんけれども、いい制度であり、かつまた工事完成保証制度というものをいよいよ妨げないというような、まあまあ消極的な規定に改正されたと言いますか、おそろくそうするのだらうと思つておるに、安全を期するならばおそろくそうなるのだらうと思つておる。その場合に、今度の改正で割合に実害がなくなりましたから……実害がないということは、何もあなたの方で、一年のうち二件か三件しかございませぬということだから、それくらいの実害はかまわぬのだというにはならないのでございませぬ。絶対に実害がないことが望ましい。私も都税を払っているんですから、実害がないことが望ましいと思つておる。実害がないという制度、共同責任制度ですね、仕事を利用する人たちがみんな実害をなくしているわけですから、これはぜひともとつてもらうようにするのが東京市の善政ではなからうかと思つて、これは一つ十分御検討願ひたいと思つておる。

○田中一君 一つ、これはあなた一存ではものを言えるわけじゃありませんけれども、いい制度であり、かつまた工事完成保証制度というものをいよいよ妨げないというような、まあまあ消極的な規定に改正されたと言いますか、おそろくそうするのだらうと思つておるに、安全を期するならばおそろくそうなるのだらうと思つておる。その場合に、今度の改正で割合に実害がなくなりましたから……実害がないということは、何もあなたの方で、一年のうち二件か三件しかございませぬということだから、それくらいの実害はかまわぬのだというにはならないのでございませぬ。絶対に実害がないことが望ましい。私も都税を払っているんですから、実害がないことが望ましいと思つておる。実害がないという制度、共同責任制度ですね、仕事を利用する人たちがみんな実害をなくしているわけですから、これはぜひともとつてもらうようにするのが東京市の善政ではなからうかと思つて、これは一つ十分御検討願ひたいと思つておる。

○田中一君 一つ、これはあなた一存ではものを言えるわけじゃありませんけれども、いい制度であり、かつまた工事完成保証制度というものをいよいよ妨げないというような、まあまあ消極的な規定に改正されたと言いますか、おそろくそうするのだらうと思つておるに、安全を期するならばおそろくそうなるのだらうと思つておる。その場合に、今度の改正で割合に実害がなくなりましたから……実害がないということは、何もあなたの方で、一年のうち二件か三件しかございませぬということだから、それくらいの実害はかまわぬのだというにはならないのでございませぬ。絶対に実害がないことが望ましい。私も都税を払っているんですから、実害がないことが望ましいと思つておる。実害がないという制度、共同責任制度ですね、仕事を利用する人たちがみんな実害をなくしているわけですから、これはぜひともとつてもらうようにするのが東京市の善政ではなからうかと思つて、これは一つ十分御検討願ひたいと思つておる。

○田中一君 一つ、これはあなた一存ではものを言えるわけじゃありませんけれども、いい制度であり、かつまた工事完成保証制度というものをいよいよ妨げないというような、まあまあ消極的な規定に改正されたと言いますか、おそろくそうするのだらうと思つておるに、安全を期するならばおそろくそうなるのだらうと思つておる。その場合に、今度の改正で割合に実害がなくなりましたから……実害がないということは、何もあなたの方で、一年のうち二件か三件しかございませぬということだから、それくらいの実害はかまわぬのだというにはならないのでございませぬ。絶対に実害がないことが望ましい。私も都税を払っているんですから、実害がないことが望ましいと思つておる。実害がないという制度、共同責任制度ですね、仕事を利用する人たちがみんな実害をなくしているわけですから、これはぜひともとつてもらうようにするのが東京市の善政ではなからうかと思つて、これは一つ十分御検討願ひたいと思つておる。

○田中一君 一つ、これはあなた一存ではものを言えるわけじゃありませんけれども、いい制度であり、かつまた工事完成保証制度というものをいよいよ妨げないというような、まあまあ消極的な規定に改正されたと言いますか、おそろくそうするのだらうと思つておるに、安全を期するならばおそろくそうなるのだらうと思つておる。その場合に、今度の改正で割合に実害がなくなりましたから……実害がないということは、何もあなたの方で、一年のうち二件か三件しかございませぬということだから、それくらいの実害はかまわぬのだというにはならないのでございませぬ。絶対に実害がないことが望ましい。私も都税を払っているんですから、実害がないことが望ましいと思つておる。実害がないという制度、共同責任制度ですね、仕事を利用する人たちがみんな実害をなくしているわけですから、これはぜひともとつてもらうようにするのが東京市の善政ではなからうかと思つて、これは一つ十分御検討願ひたいと思つておる。

○田中一君 一つ、これはあなた一存ではものを言えるわけじゃありませんけれども、いい制度であり、かつまた工事完成保証制度というものをいよいよ妨げないというような、まあまあ消極的な規定に改正されたと言いますか、おそろくそうするのだらうと思つておるに、安全を期するならばおそろくそうなるのだらうと思つておる。その場合に、今度の改正で割合に実害がなくなりましたから……実害がないということは、何もあなたの方で、一年のうち二件か三件しかございませぬということだから、それくらいの実害はかまわぬのだというにはならないのでございませぬ。絶対に実害がないことが望ましい。私も都税を払っているんですから、実害がないことが望ましいと思つておる。実害がないという制度、共同責任制度ですね、仕事を利用する人たちがみんな実害をなくしているわけですから、これはぜひともとつてもらうようにするのが東京市の善政ではなからうかと思つて、これは一つ十分御検討願ひたいと思つておる。

○田中一君 一つ、これはあなた一存ではものを言えるわけじゃありませんけれども、いい制度であり、かつまた工事完成保証制度というものをいよいよ妨げないというような、まあまあ消極的な規定に改正されたと言いますか、おそろくそうするのだらうと思つておるに、安全を期するならばおそろくそうなるのだらうと思つておる。その場合に、今度の改正で割合に実害がなくなりましたから……実害がないということは、何もあなたの方で、一年のうち二件か三件しかございませぬということだから、それくらいの実害はかまわぬのだというにはならないのでございませぬ。絶対に実害がないことが望ましい。私も都税を払っているんですから、実害がないことが望ましいと思つておる。実害がないという制度、共同責任制度ですね、仕事を利用する人たちがみんな実害をなくしているわけですから、これはぜひともとつてもらうようにするのが東京市の善政ではなからうかと思つて、これは一つ十分御検討願ひたいと思つておる。

ただ先ほど申し上げた二件か三件の、途中のいわゆる違約による契約解除の問題でございませぬが、これは私どもの方としては従来工事完成保証制度をとつておりませぬから、その際には解約いたしまして、残工事についてあらためて指名をいたしまして契約をいたしまして、これは完工をいたしてあります。その際も、先ほど申し上げた通り、出来高払いをしておつても九割しか払つておりませぬので、金銭上の実害は東京都の場合には生じておりませぬ。ただその工事が遅延いたしましたことによる損害はもちろんあるわけでございますけれども、金銭的にはこの損害が生じておりませぬことを一応申し添えておきたいと思つておる。

○田中一君 次に国鉄に何つておきまうか、この完成保証人を二名つけるといふのはどういふことですか。この二名は、あなたも聞かれましたと思つておるが、だれでもいいという二名ですか。それとも同じように指名入札に参加した者のうちから二名ですか。どういふことなんでしょうか、これは。

○説明員(山田明吉君) 二名以上ということになっております。それでその履行保証人の資格につきましては——ちよつと本題以外に入るかも知れませんが、せんでいい、国鉄の請負に参加し得る業者のランクをABCに分けております。どういふふうな考えで分けておるかとお申しますと、全国的な規模の工事をやり得る能力がある者、それから国鉄の組織で、支社という制度がございまして、支社の大規模の工事をやり得る能力のある者、それからさらに鉄道局という組織がございまして、鉄道局の管内程度の工事をやり得る能力がある者という三つの資格で分けております。従つて各工事についてその工事の規模に応じて、これはAランクの業者でなければ入札に参加する資格がない、これはBでもよろしいという工事になるわけでございます。それでそのそれぞれの該当の工事で落札者が出るわけでございます。それで、Aランクの業者しか入札に参加し得ない工事の落札があった際の履行保証人は、Aランクの業者の中から二名以上、それからBランクでありますとBランク以上、CランクでありますとCランク以上、そういうふうな、能力を一応基準といたしてあります。

○田中一君 二名以上というのは、実は二名ですか、三名ですか、五名ですか。

○説明員(山田明吉君) 実体は二名になっております。

○田中一君 前払金五〇%払うということは、いつのことなんでしょうか。最近あまりやつていないという説明でした。現在の実情はどうなんですか。

○説明員(山田明吉君) この制度は、規則がきまりましたのは、手元に正確にございませぬが、おそろく国有鉄道が発足した以後だと思つておる。それで、その当時、それでは果してそれだけの資金があつたかという仰せでございますが、御承知のように国鉄の財政が比較的最近窮乏いたしてございまして、資金繰りとしては決して楽な方ではございませぬ。それで実例として先ほど申しましたように、五〇%限度一ぱい払つたという実例はほとんどござ

いませぬ。それからまた最近には前渡金を支払うという例も比較的少のうございませぬ。ただ国鉄の資金事情につきましては、御承知のように全部予算でまきましておりました。従つて工事費を限り限度も予算でまきましておりました。それに裏づけの資金といたしましては、まず第一に自己資本でございまして、それに足りないところは借入金をして、それに足りないところは借入金をして、経理当局といたしましては、資金に見合った発注をいつもコントロールしておるわけでございます。まあそういうことで、実情と考へ方は以上のような状況でございます。

○田中一君 現在どのくらい払つておるのです、前払いは。

○説明員(山田明吉君) 現在前払いを払ひましたのは、本年度予算につきましては、私の記憶するところでは一件、約千六百万円程度であつたかと思つておる。

○田中一君 このABCの登録の数、ちよつと知らせして下さい。

○説明員(山田明吉君) ちよつと資料を持つておりませぬし、施設局長が参つておりますので、あるいは施設局長が記憶しておるかかも知れませぬから、御発言をお願いいたします。

○説明員(山田明吉君) ただいまの御質問でございませぬが、正確な資料はちよつと持ち合わせませぬので、大体A級が四、五十社だと思つておる。それからB級が二、三十社、C級が全国でございませぬが、全部合わせまして二千近いものだと記憶しております。これは資料でまた整理いたしまして提出してもよろしくございませぬ。

○田中一君 今あまり前払制度を使つ

から勧奨したことがございますか、ぜひやってくれということ。

○参考人(三島誠也君) 農林省の農地局は、先ほど御説明がありましたように、特別の、予決令の例外でやっておられます。しかし、私どもの立場といふたしましては、やはりこちらの保証の方が安全ではなからうかと自負いたしますから、国のためにも、私ども営業のためから申しますばかりではなく、お願いをしようというので陳情いたしたことが私もございます。まあ農地局の関係の愛知用水公団とか、あるいは八郎潟の干拓事業とか、いずれもまだ今まで出していただいておりますから、もし出していただくと存じます。

○田中一君 今、三島さんのPRに対してどういう考えを持っておりますか。

○説明員(清野保君) あるいは私個人の理解になるかもしれませんが、従来の制度の一番の欠点といつたしましては、受注者と、いわゆる債務の不履行になった場合、工事完成保証人との間のトラブルでございます。そういうトラブルは、現在の制度におきまして、あるいは現在われわれやっております方法によりましても同様なトラブルが起きます。しかし、今回の法律改正によりまして、保証会社が責任を持つて支払う、こうなりますと、相当有利になると思ひますが、現在の段階では、あまり効果がないと思ひます。

ただ国の方で、財務当局からの前払金の支払いに関する承認が得られませんが、時期の間におきまして、急いで工事をやらなければならぬ、こういう場合が特に農林省の場合にはたくさんござい

ますので、そういう場合には利用してしまふべきだと考えております。

○田中一君 これは三島さんの商売に助言もできないから、一つ、こういう制度があるし、かつまた、これを大いに活用して、やはり時期的のいろいろな制約があるでしようから、工事を安くいい仕事をさせるといふことの方角に御検討願いたい、こう思ふのであります。

○委員長(岩沢忠恭君) それでは、参考人に申し上げます。長時間にわたつて御熱心に御発言願ひまして、どうもありがとうございます。

それでは、本日はこれをもって散会いたします。

午後零時四十五分散会

四月二十八日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、道路五箇年計画の新規策定に関する請願(第二〇七二号)
- 一、積雪寒冷特別地域における道路交通確保のため指定路線拡大等に関する請願(第二〇七五号)
- 一、道路整備促進に関する請願(第二〇七六号)(第二〇七七号)(第二〇七八号)(第二〇七九号)
- 一、四号国道中福島市内道路改修工事施行に関する請願(第二〇七八号)
- 第二〇七二号 昭和三十三年四月十五日受理
- 道路五箇年計画の新規策定に関する請願
- 請願者 岩手県議会議長 山崎 権三
- 紹介議員 谷村 貞治君

既定道路整備五箇年計画は、全国重要路線九千三百七十キロの改良と八千七百キロの舗装を取り上げたものであるが、この延長は県道以上の道路の総延長に対して七パーセント程度にしか当たらない。しかも自動車交通の量は、急激な増加の傾向にあり、これに対応する道路整備が切実に要望され、既定五箇年計画のわくをもつては、とうていこの要望を満たすことは困難となつてきたから、既定道路整備五箇年計画は昭和三十三年度をもつて打ち切り、新たに昭和三十六年度を初年度とする拡大道路整備五箇年計画を策定し、すみやかに道路整備を実施せられたいとの請願。

第二〇七五号 昭和三十三年四月十五日受理

積雪寒冷特別地域における道路交通確保のため指定路線拡大等に関する請願

請願者 岩手県議会議長 山崎 権三

紹介議員 谷村 貞治君

積雪寒冷地域においては長期にわたる交通途絶のため産業経済の機能が停止の状態となり、民生安定への障害は極めて甚大であるが、自動車交通が社会経済生活上絶対要件となつた今日においては、積雪等による交通障害をやむを得ない現象としてそのまま放置することなく積極的、かつ迅速にこれを排除することに努力しなければならぬ。しかるに現行積雪寒冷地域における道路交通確保に関する特別措置による岩手県の指定路線は三八路線、延長七百三十二キロであるが、この路線指定区域が県境あるいは郡境、とうげ等で中断されているため除雪事業の一

貫性に欠けるところがあり、交通上はもち論経済効果の発揮にも重大な支障を与えている現状であるから、指定路線の増加並びに区域の延長を行ない、これが交通経済の面で有効適切なものに合理化すると共に、急速な除雪作業ができるよう増車措置を講ずる等除雪機械の整備拡充を図られたいとの請願。

第二〇七六号 昭和三十三年四月十五日受理

道路整備促進に関する請願

請願者 静岡市追手町静岡県道路利用研究会 友田 清三

紹介議員 杉山 昌作君

産業経済の伸張に伴ない、自動車交通が急速に増大し、これが対策として、昭和三十三年度を初年とする第二次道路整備五箇年計画が策定されたが、自動車交通はいつそ激しさを加えており、この計画の予算が一兆円では余りにも過少で、とうていこれに対応することが困難であるから、(一)道路に対する一般財源投入を増額すること、(二)既定道路整備五箇年計画を昭和三十三年度限りで打ち切り、昭和三十六年度を初年度とする、道路投資規模を拡大強化した新道路整備五箇年計画を策定すること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第二〇七七号 昭和三十三年四月十五日受理

道路整備促進に関する請願

請願者 静岡市鷹匠町三ノ一静岡鉄道株式会社社長 川井健太郎

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第二〇七六号と同じである。

第二〇七八号 昭和三十三年四月十六日受理

道路整備促進に関する請願

請願者 静岡県志太郡大井川町 相川一、五五七ノ六九 川村知作

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第二〇七六号と同じである。

第二〇七九号 昭和三十三年四月十八日受理

道路整備促進に関する請願

請願者 静岡県駿東郡裾野町 岩崎 岩崎

紹介議員 高瀬 太郎君

この請願の趣旨は、第二〇七六号と同じである。

第二〇七八号 昭和三十三年四月十五日受理

四号国道中福島市内道路改修工事施行に関する請願

請願者 福島市本町福島商工会 須藤仁郎外 八名

紹介議員 松平 勇雄君

東北開発の根幹ともいふべき四号国道は、近年着々整備せられてきたが、旧福島市内の部分中、特に信夫橋きわから福ビル前に至る約八百八十メートル(但し平和通りから福ビルまで八十メートルは県道)の間は、道路の損傷がはなはだしく自動車の交通は難渋をきわめ、沿道各事業所の営業上にも多大の悪影響を及ぼしている。この区間は、東京から福島市に至る唯一の通

路であり、その上市内の繁華街を貫く幹線道路でもあるため自動車の通行は、ほとんどと切れることがない状況であるから、交通上の危険防止と河川浄化を図るため、又、県都としての美観上からもすみやかにこの区間の改修を実施せられたいとの請願。

五月二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、地代家賃統制令の一部を改正する法律案

地代家賃統制令の一部を改正する法律案

地代家賃統制令の一部を改正する法律案

地代家賃統制令（昭和二十一年勅令第四百四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の次に次の一条を加える。

第二十四条の二 この勅令は、昭和三十六年六月三十日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にした行為に対する罰則の適用については、同日後も、なおその効力を有する。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

五月六日本委員会に左の案件を付託された。

一、不良住宅地区改良事業推進に関する請願（第二五八号）

一、道路費に対する一般財源投入増額に関する請願（第二五八三号）

一、道路用地の早期取得に関する請願（第二五八四号）

一、道路五箇年計画の新規策定に関する請願（第二五八五号）

第二五八五号 昭和三十三年四月二十五日受理

不良住宅地区改良事業推進に関する請願

請願者 福岡市議会議長 石村 貞雄外十九名

紹介議員 吉田 法晴君

住宅地区改良法及びこれが裏付けとなるべき本年度予算の内容をみると、

（一）地方交付税不交付団体に対しても清掃費の国庫補助を行なうこと、（二）改良住宅建設費及び清掃費の国庫補助率を五分の四に引き上げること、（三）改良事業費の地方負担額に対する起債を優先的に割り当てること、等についての財政的配慮に乏しいため、同法の立法精神は画竜点睛を欠いたものとなつており、きわめて遺憾であるから、不良住宅地区改良事業を今後一層強力に推進するため、これが財政面における配慮をすみやかに講ぜられたいとの請願。

第二五八三号 昭和三十三年四月二十五日受理

道路費に対する一般財源投入増額の請願

請願者 長野県議会議長 羽田 義知

紹介議員 羽生 三七君

昭和三十三年年度の予算編成の状態を見ると、道路費の財源は、ガソリン税収九百六十三億円、一般財源二十四億円、直轄事業地方負担金八十四億円、合計千七百一十一億円と計上している。これをみると、一般財源投入額は、わずかに二・五パーセントにすぎず、一方

地方公共団体が一般国道直轄事業に要する負担額は、一般財源の約四倍に近い一〇・二パーセントを占めている。このように道路整備のための財源として、地方公共団体の負担額を下回る一般財源の投入は熱視できないところであるから、原則としてガソリン税収と見合うよう一般財源を道路整備費に投入され、国民の期待にこたえられるよう方針を決定せられたいとの請願。

第二五八四号 昭和三十三年四月二十五日受理

道路用地の早期取得に関する請願

請願者 長野県議会議長 羽田 義知

紹介議員 羽生 三七君

道路整備について、その事業施行の実情をみると、地主の反対のため用地取得の事務がはかどらず、工事の完了がいちじるしく遅延するといふ事例がひんぱんに数えられるが、一部少数地主のために公共の利便がいちじるしく阻害されることは遺憾に堪えないので、「道路工事施行年度に先立ち用地買収を可能ならしめるより予算その他の措置を講じ」かつ「用地補償額の最終的決定をまたず道路工事の施工を可能ならしめるよう現行土地収用法を改正する」ことを要請した。前者については既に予算措置をもつて善処の方法が講ぜられたが、後者については新年度において発足する公共用地取得制度調査会に諮問の上措置せられるよしであるが、すみやかにその調査を終了し、第三十四回国会において所要の法律改正を行なわれたいとの請願。

第二五八五号 昭和三十三年四月二十五日受理

道路五箇年計画の新規策定に関する請願

請願者 長野県議会議長 羽田 義知

紹介議員 羽生 三七君

既定道路五箇年計画は、重要路線九千三百七十キロの改良と八千七百キロの舗装を取り上げたものであるが、この延長は県道以上の道路の総延長十四万六千キロに対して七パーセント程度にしか当たらず、全国道路総延長九十五万三千キロに対しては一パーセント程度にしか当たらず、とうてい現在の交通量の増加に対応する整備は望めない現状であり、未計画路線に対する改修が切実に要望されるから、既定道路五箇年計画は昭和三十三年度をもつて打ち切り、新たに昭和三十六年度を初年度とする拡大道路五箇年計画を策定せられたいとの請願。

昭和三十五年五月十三日印刷

昭和三十五年五月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局